

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。

【検案医】



④ 検案書の発行



【遺族】

① 検案医から遺族への承諾確認、モデル事業への協力依頼

- ・事件性のない死体について全数調査を実施
- ・侵襲性のある検査については遺族の同意が必要
- ※協力依頼や承諾確認は警察が行わないこと。
- ※また、関係者との連携により別の者が実施することも可能

② 検体を採取

- ・検案医が検体を採取して所属医療機関へ持ち帰る

※関係者との連携により別の者が実施することも可能



医療機関

③ 検体を郵送

- ・法医学教室へ郵送
- ・梱包方法など事前に配送業者と調整。集荷を依頼することも考えられる。

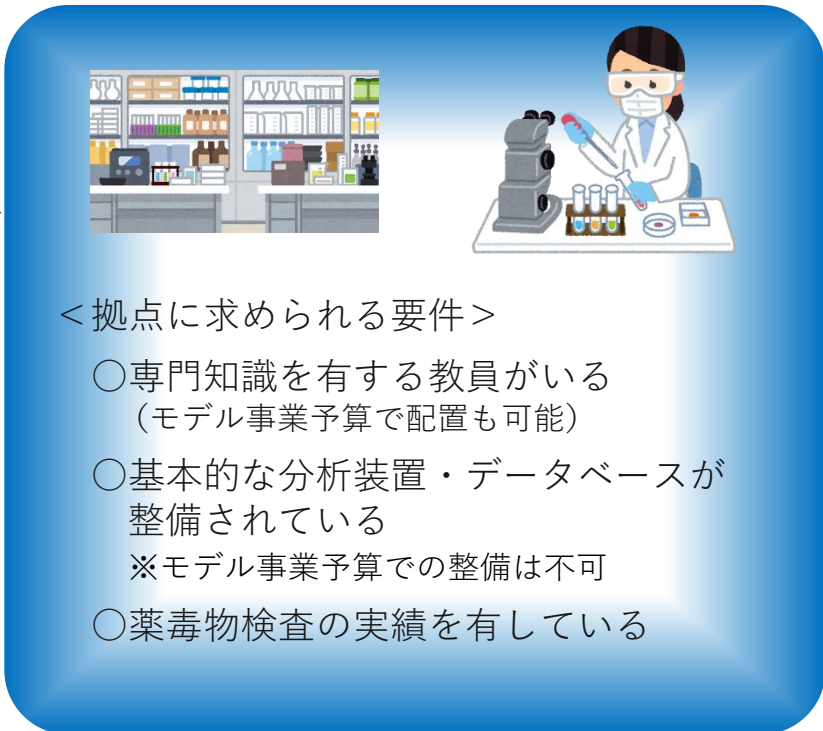


※梱包方法や必要な手続きなど事前に配送業者に確認の上、適切に取り扱うこと。

⑤ 検査結果のフィードバック

- ・検出された薬物など結果を検案医にフィードバック。

【法医学教室】



< 拠点に求められる要件 >

- 専門知識を有する教員がいる
(モデル事業予算で配置も可能)
- 基本的な分析装置・データベースが整備されている
※モデル事業予算での整備は不可
- 薬毒物検査の実績を有している

近隣の検案医

- ・可能な範囲で取組。
- ・連携が可能であれば①～④を同様に実施

特定の薬物・化合物について全国的な検査の受け入れ

- ・可能な範囲で取組。
- ・分析可能な機関が全国的に当該拠点のみの場合など特定の薬物・化合物の分析に強みがある場合などが想定される